

広島市男女共同参画審議会の

市 民 委 員

を募集します！！

広島市は、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、「第3次広島市男女共同参画基本計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき、総合的かつ計画的に男女共同参画に関する施策を実施しています。

このたび、男女共同参画に関する施策の推進状況などについて審議し、意見を述べていただく「広島市男女共同参画審議会」の市民委員を募集します。

広島市男女共同参画審議会 市民委員応募要領

◆ 審議会の名称 広島市男女共同参画審議会

◆ 設置目的（所掌事務）

男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議します。

◆ 任期（予定） 令和7年8月1日～令和9年7月31日

◆ 応募資格

次のすべての条件を満たす人

- (1) 広島市内に住んでいる20歳以上の人
- (2) 男女共同参画の推進に関心を持っている人
- (3) 任期満了まで継続して会議に出席できる見込みがある人（会議は平日昼間に年2回程度開催予定）
- (4) 広島市が設置する他の審議会等の委員に就任されている場合、その審議会等の数が3以下である人

◆ 募集人数 2人（委員総数は20人以内）

◆ 応募方法

次の内容を記載した書類を郵送、ファクス、又はEメールにより提出してください。様式は問いません。市ホームページからも応募できます。

（この用紙の裏面が、応募用紙として使用できます。応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。）

① 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募理由

② 小論文：テーマ「広島市における男女共同参画を進めるために」、1,200字以内

（例えば、職場や地域活動における女性の参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男性の家事参画、女性に対する暴力の根絶 など）

※ 応募の際にご記入いただいた住所、氏名、電話番号などの個人情報、他の目的では一切使用しません。

◆ 応募期間 令和7年5月15日（木）から6月5日（木）まで（必着）

（※ 郵送の場合は、応募期間内の消印があるものは受け付けます。）

◆ 選考

市役所庁内に選考委員会を設け、書類（小論文）審査と面接により選考します。

- ・面接は、6月下旬～7月上旬（予定）に書類審査により選考された人を対象に行います。
- ・応募書類は返却しません。
- ・委員に決定した人の小論文は公開することがあります。

◆ 選考結果の通知

選考結果は、応募された方全員に対して、郵送により通知します。

問合せ
・
応募先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 市民局 人権啓発部 男女共同参画課

TEL：082-504-2108 FAX：082-504-2609

Eメール：danjo@city.hiroshima.lg.jp

市ホームページ：https://www.city.hiroshima.lg.jp/「男女共同参画審議会 市民委員」で検索